

○鹿児島県指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

平成25年3月29日

条例第28号

改正 平成27年3月24日条例第24号

平成30年3月23日条例第18号

鹿児島県指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例をここに公布する。

鹿児島県指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は，介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号，第115条の2第2項第1号（法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき，指定介護予防サービス等（指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定介護予防サービス事業者の指定等を受けることができる者について定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は，法及び指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営等に関する基準)

第3条 法第54条第1項第2号並びに第115条の4第1項及び第2項に規定する条例で定める指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は，次条及び第5条に定め

るもののほか、省令で定める基準の例による。この場合において、省令第83条第2項、第122条第2項、第141条第2項（省令第159条、第166条及び第185条において準用する場合を含む。）、第194条第2項（省令第210条において準用する場合を含む。）及び第244条第2項中「2年間」とあるのは「2年間（第1号及び第2号に掲げる記録にあつては、5年間）」と、省令第54条第2項（省令第61条において準用する場合を含む。）及び第92条第2項中「2年間」とあるのは「2年間（第1号に掲げる記録にあつては、5年間）」と、省令第73条第2項中「2年間」とあるのは「2年間（第1号から第4号までに掲げる記録にあつては、5年間）」と、省令第261条第2項中「2年間」とあるのは「2年間（第1号、第2号及び第8号に掲げる記録にあつては、5年間）」と、省令第275条第2項（省令第280条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「2年間（第1号及び第6号に掲げる記録にあつては、5年間）」と、省令第288条第2項中「2年間」とあるのは「2年間（第1号及び第5号に掲げる記録にあつては、5年間）」とする。

（平27条例24・平30条例18・一部改正）

（利用者に対する虐待の防止等）

第4条 指定介護予防サービス等の事業を行う者（以下「事業者」という。）は、利用者に対する虐待の防止及び利用者の権利の擁護に努めなければならない。

（非常災害に関する具体的計画等）

第5条 事業者（指定介護予防通所リハビリテーション事業者、指定介護予防短期入所生活介護事業者、基準該当介護予防短期入所生活介護事業者、指定介護予防短期入所療養介護事業者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に限る。以下同じ。）が定める非常災害に関する具体的計画は、火災、震災、風水害その他のその事業所又は施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

2 事業者は、前項の具体的計画の概要を当該事業所又は施設において利用者及び従業員に見やすいように掲示しなければならない。

3 事業者は、非常災害時における利用者の安全を確保するため、地域の自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号の自主防災組織をいう。）及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

（平27条例24・平30条例18・一部改正）

（指定介護予防サービス事業者の指定等を受けることができる者）

第6条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院、

診療所若しくは薬局により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護，介護予防訪問リハビリテーション，介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定又は指定の更新の申請者については，この限りでない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，知事が別に定める。

附 則

この条例は，平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日条例第24号）

- 1 この条例は，平成27年4月1日から施行する。ただし，第1条の規定，第2条中鹿児島県指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条第3項の改正規定及び第3条中鹿児島県指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第5条第3項の改正規定は，公布の日から施行する。
- 2 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条に規定する旧指定介護予防訪問介護若しくは旧基準該当介護予防訪問介護又は同令附則第4条に規定する旧指定介護予防通所介護若しくは旧基準該当介護予防通所介護については，地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条の厚生労働省令で定める日までの間は，第3条の規定による改正前の鹿児島県指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の規定（同条例第6条の規定を除く。）は，なおその効力を有する。

附 則（平成30年3月23日条例第18号）

この条例は，平成30年4月1日から施行する。